

# 命を守る火の用心 10のポイントで火災予防

3月1日(土)から7日(金)は春の火災予防週間

3月1日から7日までは春季全国火災予防週間です。住宅火災の主な原因は、たばこ、ストーブ、コンロ、電気機器からの出火です。火災を予防するために4つの習慣、6つの対策を心がけましょう。詳しくは市公式サイトを確認してください。



【問】市消防本部予防課 (☎ 74・0121)

## ●4つの習慣

①寝たばこをしない②ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使う③ガスコンロのそばを離れるときは火を消す④コンセントはほこりを取り除き、必要のないプラグは抜く

## ●6つの対策

①ストーブやコンロなどは安全装置が付いたものを使う②住宅用火災警報器は定期的に点検し、10年を目安に交換する③寝具や衣類、カーテンは防災品を使う④消火器を設置し、使い方を確認する⑤お年寄りや体の不自由な人は避難経路と避難方法を確認する⑥防火訓練や個別訪問など隣近所の協力体制をつくる

## 寝室に住宅用火災警報器の設置は義務

平成21年に設置が義務化された住宅用火災警報器。火災警報器は、古くなると電池切れなどで火災を感知しないことがあります。設置10年を目安に本体の交換を検討してください。火災警報器は、ホームセンターや家電量販店などで3000円程度で購入できます。未設置の家庭は、必ず設置してください。

## 火災予防分野の電子申請の窓口が変更

事業者などからの火災予防の届け出は電子申請が利用できます。24時間365日、パソコンから申請が可能です。3月3日からシステム変更のため申請窓口が変わります。詳しくは市公式サイトを確認してください。



# 運転免許証の「自主返納」を考えてみませんか

免許証自主返納者に1万円分のタクシー利用券を交付

市は、交通事故の予防対策として、運転免許証の自主返納者にタクシー利用券を交付しています。

●対象 次の要件全てに該当する人  
▷運転免許証自主返納時に70歳以上か健康上の理由で運転に不安がある  
▷自主返納時から引き続き市内在住  
▷申請時点で自主返納から1年以内

※運転免許証の有効期限が過ぎ、失効した人や過去に交付を受けた人は対象外

●利用券の内容 市内タクシー会社の利用券1万円分(500円券20枚つづり)。有効期限は交付日から2年間

●申請に必要なもの 印鑑、運転免許取消通知書(公安委員会発行)

●申請方法 最寄りの警察署や自動車運転免許試験場で自主返納手続きをして、運転免許取消通知書を発行してもらった後、市役所柳川庁舎3階総務課または大和・三橋市民サービス課に必要なものを持って申請



## お買い物券がもらえます

柳川おもてなしカード会は、運転免許証を返納した人に「やなば加盟店で使えるお買い物券」2000円分を進呈しています。

【問】市総務課安全安心係 (☎ 77・8152)

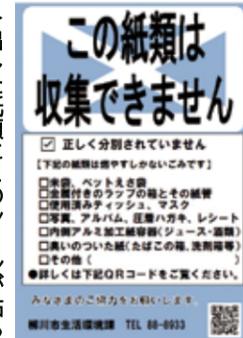
# 4月からごみの出し方が変わります

リサイクルできない紙類やガラスの分別方法にご注意ください



## リサイクルできない紙類の確認を

▶出た紙類はこのシールが貼られていたら燃やさないごみへ



紙マークが表示された製品でもカップ麺の容器や感熱紙、ティッシュペーパーなどはリサイクルすることができません。収集できない紙類が出されていたら、シールを貼ってお知らせします。燃やさないごみで出してください。リサイクルできない紙類は次のとおりです。



せします。燃やさないごみで出してください。リサイクルできない紙類は次のとおりです。

種類	品名
撥水加工したもの	米袋、紙コップ、紙皿、ヨーグルトやアイスクリームの空箱など
臭いが付着したもの	カップ麺容器、たばこ、洗剤や線香の空箱、ペットのえさ袋など
内側をアルミ加工したもの	ジュースや酒類の空箱
感熱紙	買い物のレシート、カーボン紙
溶けづらくしたもの	ラップやトイレトペーパーの紙管、パズルなど
その他	使用済みのティッシュやマスク、写真、アルバム、圧着はがき、緩衝材付封筒、マッチ箱など

## ガラス製品は陶磁器、かがみ類に分別を

びん、ガラスは色ごとに3種類に分別していましたが、4月からガラス製品は陶磁器やかがみ類と一緒に出してください。分別の協力よろしくお願いします。



## 新しい分別



【問】市生活環境課リサイクル推進係 (☎ 88・8933)

# 経済的な理由で就学が困難な人を支援

現在、認定を受けている人も毎年申請が必要です

経済的な理由で、給食費や修学旅行費などの支払いが困難な児童、生徒の保護者に費用の一部を支給する「就学援助制度」。3月から来年度の申請を受け付けます。今年度に認定を受けた場合も、毎年度申請が必要です。詳しくは市公式サイトを確認してください。

●対象者 市内に住所があるか市内の小中学校に通学する児童や生徒の保護者で、生活保護世帯か児童扶養手当を受給している人。または就学に必要な経費の負担が困難で、令和6年中の世帯全員の所得金額などが



認定基準額以下の世帯  
※4月に入学予定の子どもを持つ保護者で、新入学生用品費の入学前支給申請をした場合でも再度申請が必要です。

●受付期間 3月3日(月)～31日(月)。土日、祝日を除く、新1年生は4月30日(水)まで  
※受付期間を過ぎて申請すると、申請した月の翌月からの支給となります。

●提出先 三橋庁舎3階学校教育課、市内小中学校  
【問】同課教務係 (☎ 77・8863)